

【刑 法】

次の〔問題〕に解答しなさい。

〔問題〕

甲（28歳、男、身長185センチメートル、体重88キログラム）は、手持ちの金銭が残りわずかとなったことから、「こうなったら、強盗でもして、金を作るしかない。」と考えた。甲は、強盗の手段とするため、刃渡り約12センチメートルの包丁を懐中に隠し持ち、某日、午前1時ころ、住宅街の人気のない路地において、強盗をする相手となるような、ひとりで歩いている人はいないかと探していた。すると、最寄り駅の方から乙（53歳、男、身長162センチメートル、体重57キログラム）がひとりで歩いてくるのを発見した。甲は、乙に近づき、背後からいきなり左腕を乙の首に巻き付け、右手に持った上記包丁を乙の顔に突きつけて、「声を上げたら殺すぞ。殺されたくなければ、おとなしく財布を出せ。」と語気鋭く申し向けた。ところが、乙は、豪胆な性格の持ち主であったため、甲の言動にまったく怯えることなく、「強盗だ。助けてくれ。」と大声で何度も叫びながら、両手で甲の右手をつかみ、甲の右手から上記包丁を奪い取ろうとしたため、その場で、甲と乙は揉み合いになった。

そこに、丙（40歳、男、身長175センチメートル、体重72キログラム）が、乙の叫び声を聞いて駆けつけてきて、「どうした。そこで、何をしている。」と声をかけたところ、乙は、丙に対して、「こいつ強盗だ。助けてくれ。包丁を持っている。気をつけろ。」と叫んだ。丙は、乙を助けるために、乙と揉み合っている甲の背後から甲に組みつき、右足で甲の両足を払ったところ、甲は、乙と共に路上に転倒した。丙は、倒れてもなお乙を離さずにいる甲に対して、右足で甲の右脇腹を数回蹴りつけたところ、甲は、乙から手を離れた。

丙は、すかさず、甲が右手に握っている上記包丁を右足で蹴り飛ばしたところ、上記包丁は、甲から約8メートル離れた路上に落ちた。丙は、さらに倒れている甲に馬乗りになり、取り押さえようとしながら、乙に対して、「110番だ。110番通報しろ。」と申し向けた。乙は、懐中から携帯電話を取り出そうとしたが、丙に馬乗りになられながらも、大暴れして丙をはねのけようとしている甲の様子を見て、帰宅途中に突然、理不尽に襲われたことに対する怒りがこみ上げてきて、「この野郎。まだ観念していないのか。なめやがって。痛い目にあわせて、懲らしめてやる。」と叫びながら、右足で甲の頭部、顔面を多数回

にわたって踏みつけた。丙は、乙の豹変ぶりに一瞬の間あっけにとられていたが、甲が動かなくなったことに気づき、甲の身体から離れ、「おい。もう、やめろ。こいつ、気を失っているぞ。」と言いながら、乙に抱きついて、乙を制止した。乙は、丙に抱きつかれながらも、「ふざけやがって、この野郎。まだ、こんなものでは済ませないぞ。」と叫び、丙をふりほどいて甲を踏みつけようとする気勢を示していたが、丙が乙の身体を離さずになだめ続けたため、やがて冷静になり、甲に対する暴行を継続する意思を失った。甲は、乙に踏みつけられたことにより、頭部および顔面に、加療約50日を要する傷害を負った。乙および丙は、特段の傷害を負わなかった。

甲、乙、および丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。